（平成21年1月28日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　16 件

国民年金関係　4 件

厚生年金関係　12 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　20 件

国民年金関係　7 件

厚生年金関係　13 件

宮城国民年金　事案678

第１　委員会の結論
申立人の昭和36年７月から37年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申 立 期 間　：　昭和36年７月から37年３月まで
昭和36年７月から37年３月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
兄から、申立期間当時、亡くなった父が家族分の保険料をまとめて納付していたと聞いており、また、私も、父が保険料の収納に自転車で地区内を回っていたことを覚えているので、この期間の納付記録を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由
申立人は、申立期間の９か月を除き国民年金保険料又は厚生年金保険料をすべて納付している。
また、申立人の兄は、当時、亡くなった父が家族分の保険料をまとめて納付していたとしており、一緒に保険料を納付していたと思われる申立人の兄夫婦は、国民年金の加入期間についてはすべて納付済みとなっていることから、申立人だけが申立期間について未納となっているのは不自然である。
さらに、申立人家族が当時居住していた旧Ａ町Ｂ地区には保険料の収納業務を担当していた収納組織が確認できる。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金　事案 679

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 47 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生　年　月　日　:　昭和 19 年生
住　　　　所　:

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　:　昭和 46 年 10 月から 47 年３月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、昭和 44 年に結婚し、45 年４月に国民年金手帳の交付を受けた以降の保険料については、夫と同じく納付してきたはずであり、申立期間の保険料が私の分だけ未納となっていることは、どうしても納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年に結婚し、45 年４月に国民年金手帳が交付された以降の保険料については、夫の保険料と同じく納付してきたと主張しており、当該期間の夫の保険料についてはすべて納付済みとなっている。

また、申立期間は６か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、昭和 45 年４月から 48 年３月までの期間の保険料は、申立期間を除いて夫婦同一日に納付していることから、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金　事案 683

第１　委員会の結論

申立人の昭和 42 年５月から 48 年３月までの期間及び 49 年４月から 50 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 42 年５月から 48 年３月まで

②　昭和 49 年４月から 50 年３月まで

国民年金の加入は、母親がＡ町(現在は、Ｂ市)のＣ納税組合において手続を行ったと記憶している。

申立期間の保険料は、Ｃ納税組合の役員が集金に来て、他の保険料等（国民健康保険料、税金）と共に母親が納付していたと思われる。

一緒に納付していた弟の国民年金保険料には未納が無く、妻の分と共に一緒に支払っていたので、未納は無いはずである。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降である昭和 50 年４月から満 60 歳になる前月までの間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の母親、妻及び弟も、国民年金加入期間においては納付済みとなっていることから、申立人及びその家族の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 50 年７月に払い出されているが、申立期間当時から申立人と同居している２歳下の弟の手帳記号番号は、申立人の払出しより５年以上前の、45 年１月に払い出されていること、及び申立人は、「申立期間当時、灰色の国民年金手帳を所持していたが、自宅改築時に手帳を紛失したため役所に再発行を申し出た」と具体的な主張をしていることから、50 年７月以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人及びその弟は、昭和 30 年４月 10 日から現在まで国民健康保険に加入中である上、「高校卒業後は家業を手伝っていて、実家を離

れたことはない」旨供述していることから、申立期間の前後を通じて、住所や仕事等生活状況に大きな変化が認められない。

以上によれば、申立人も納税組合に加入していたと推測されるところ、Ｂ市Ｄ区役所では、「Ｃ納税組合は昭和 36 年４月に設立され、市町村が保険料徴収業務を行っていた平成 13 年度まで保険料の収納を行っていた」としている上、申立人の弟及び当時のＣ納税組合長の息子であるＥ氏は、「未納があれば納税組合が行政から奨励金を受給できなくなるため、未納は無かったはず」と供述していることから、未納は無かったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金　事案685

第１　委員会の結論

申立人の昭和58年４月から59年３月までの期間及び60年４月から61年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和58年４月から59年３月まで
　　　　　　　　　　②　昭和60年４月から61年３月まで

昭和58年から61年ごろ、社会保険事務所から、年金の未納分を納付できるとの通知があり、振込用紙で昭和58年度分を59年ごろ支払った。また、61年ごろ、Ａ社会保険事務所で60年度分を支払った。２回とも領収書を受け取り保管していたが、家の建て替えのため、５年前に整理してしまった。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①は、保険料を免除されていた期間であるところ、社会保険庁のオンライン記録には平成５年４月５日に追納申出の記録が残っているが、前年度である昭和57年度分についても平成４年３月26日に追納申出をし、同年４月30日に追納していることから、申立期間①について、追納申出をしていながら、追納されていないのは、不自然である。

また、申立期間②については、前年度の昭和59年度分を申立期間②の期間中（昭和61年２月27日）に過年度納付している上、翌年度の61年度以降は未納は無く、しかも、平成10年度から19年度まで前納しているなど、申立期間以降については、納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金　事案 443

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和 54 年２月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を６万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 25 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 54 年２月１日から同年９月 21 日まで

私は、昭和 54 年２月から 56 年 11 月までＡ社に勤務していたが、社会保険事務所から 54 年９月 21 日から 56 年 11 月８日までが、厚生年金保険の加入期間であるという回答があった。

給与明細書も残っておらず、会社自体も現在は無くなってしまったが、確かに昭和 54 年２月から勤務していたので、会社の入社月から厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間にＡ社を退職した複数の元同僚から、「申立人と一緒に勤務した」旨の証言がある上、ほかの複数の同僚からも「申立人は、申立期間に勤務していた」旨の証言がある。

また、申立人と同様の業務に従事していた複数の者に聴取したところ、入社月と厚生年金保険の被保険者資格取得月が一致している上、当該事業所において、厚生年金保険に加入せずに勤務していた者の存在は確認できないことから、当該事業所では従業員すべてにおいて、その入社月に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年９月の社会保険事務所の記録及び元同僚の記録から、６万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金　事案 444

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ支店（現在は、Ｃ社。以下同じ。）Ｄ事業所における資格喪失日を昭和 21 年３月 19 日に訂正するとともに、同社Ｅ事業所における資格取得日に係る記録を同年３月 19 日に、資格喪失日に係る記録を 22 年５月 20 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 80 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 21 年３月１日から 22 年５月 20 日まで

私は、昭和 19 年 10 月１日にＡ社Ｂ支店に入社し、昭和 59 年に定年退職するまで終始一貫して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格が無いことが判明した。途中退職したことは無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間も継続して勤務し（昭和 21 年３月 19 日に同社Ｄ事業所から同社Ｅ事業所、22 年５月 20 日に同社Ｅ事業所から同社Ｄ事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の昭和 21 年３月の標準報酬月額の記録から判断すると、80 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届

を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年３月から 22 年４月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案445

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社。以下同じ。）Ｃ支店における資格取得日に係る記録を昭和 30 年８月６日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和５年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和30年８月６日から同年９月９日まで

私は、昭和 26 年４月１日にＡ社に入社し、同社Ｄ事業所に勤務の後、30年８月６日付けで同社Ｃ支店勤務となった。

しかし、Ｃ支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 30 年９月９日と記録されており、加入月数が１か月不足している。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、Ａ社Ｃ支店に申立期間について継続して勤務し（昭和 30 年８月５日に同社Ｄ事業所から同社Ｃ支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年10月の社会保険事務所の記録から、１万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金　事案 446

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 44 年８月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を６万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 14 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年７月１日から同年８月１日まで

私は、昭和 38 年４月１日にＣ社に入社し、Ｄ事業所に勤務の後、42 年８月１日付けでＡ社Ｂ事業所に出向、44 年８月１日付けで出向解除となりＣ社に戻った。

しかし、Ａ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 44 年７月１日と記録されており、加入月数が１か月不足していると思われる。これは単なる記録間違いと考えられるので、申立期間について、被保険者であったことを認めて欲しい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社が発行した在職証明書、雇用保険の記録及び出向元のＣ社の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間にＡ社Ｂ事業所に継続して勤務し（昭和 44 年８月１日にＡ社Ｂ事業所からＣ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立てに係る被保険者原票の記載から、６万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金　事案447

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年７月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和39年７月25日から同年８月１日まで

私は、昭和39年３月28日にＡ社に入社して以来、現在まで同社に勤務し退社したことが無いが、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の回答から判断すると、申立人がＡ社に、申立期間も継続して勤務し（昭和39年７月25日に同社Ｃ事業所から同社Ｂ事業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年８月の社会保険事務所の記録から１万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金　事案458

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、Ａ社Ｂ支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年10月１日）及び資格取得日（29年２月１日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、24年10月から28年10月までは4,000円、同年11月から29年１月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和４年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和24年10月１日から29年２月１日まで

社会保険事務所に照会したところ、Ａ社Ｂ支社で勤務した昭和24年10月１日から29年２月１日までの厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和23年10月にＡ社Ｂ支社に入社し、平成元年に定年退職した。

Ａ社では、Ｂ支社のほか、Ｃ支社やＤ支社及びＥ部署に勤務したが、申立期間はＢ支社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、Ａ社Ｂ支社において昭和23年12月１日に資格を取得し、24年10月１日に資格を喪失後、29年２月１日に同社において再度資格を取得しており、24年10月１日から29年２月１日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が保管する表彰状及び社内報並びに当該事業所が保管する社会保険加入者台帳等により、申立人がＡ社Ｂ支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間の直前に役職についており、当該事業所に確認したところ、「役職についた者が厚生年金保険を喪失されるような雇用形態であったとは考えられない」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和 24 年 10 月から 28 年 10 月までは 4,000 円、同年 11 月から 29 年 1 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないのにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年 10 月から 29 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案459

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和47年１月21日に、資格喪失日に係る記録を同年９月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年１月21日から同年９月１日まで

Ａ社に勤務していた期間の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、同社Ｂ営業所に勤務していた昭和47年１月21日から同年９月１日までの期間は、加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

在職中の給与支払明細書等は保管していないが、当該事業所には職業安定所の紹介で就職し、昭和47年４月に就職支度金を受給した記憶がある。

当時の同僚に確認していただければ、申立期間は当該事業所に勤務していたことは事実であると分かるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人退社時の賃金台帳、退職金支給伺い書及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてＡ社に勤務していたことが確認できる。

さらに、事業主が、「申立人退社時の賃金台帳における入社登録年月日以降の社会保険料は、給与から控除していたものと推測される」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年９月のＣ社（申立人が 47 年９月から勤務していた関連会社）における社会保険庁の申立人の記録及び同社とＡ社における同僚の記録から判断すると、３万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はほかの社員の例からみて納付していたものと推測されるとしているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年１月から同年８月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案 460

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ事業所における資格取得日に係る記録を昭和 39 年２月 23 日に、資格喪失日に係る記録を 41 年 12 月 24 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 39 年２月から同年９月までは２万円、39 年 10 月から 41 年７月までは２万 6,000 円、41 年８月から同年 11 月までは３万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 15 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 39 年２月 23 日から 41 年 12 月 24 日まで

昭和 39 年２月ごろから 41 年 12 月ごろまで勤務していた間の厚生年金保険加入期間について、照会申出書をＣ社会保険事務所に提出した。Ａ社Ｂ事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無いとの回答があった。

Ｄ県Ｅ市にあったＡ社に就職し、新しくＦ県Ｇ市に事業所を作ったとのことで、昭和 39 年２月ごろＡ社Ｂ事業所に転勤となった。

その後Ｈ社に就職する１週間ぐらい前まで、Ａ社Ｂ事業所にて勤務した。同時期にＤ県からＦ県に移った従業員については、同社Ｂ事業所においても厚生年金保険に加入しているとのことだった。私も同様の転勤となっているのに、同社Ｂ事業所での厚生年金保険加入が無いというのは納得いかない。

また、昭和 40 年ごろＦ県の病院に入院しているが、その際にＡ社Ｂ事業所でもらった社会保険の健康保険証を使用している。

当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申

立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和39年２月23日にＡ社から同社Ｂ事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
　また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚の標準報酬月額より昭和39年２月から同年９月までは２万円、39年10月から41年７月までは２万6,000円、41年８月から同年11月までは３万9,000円とすることが妥当である。
　なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪（解散）しており、事業主から回答は得られないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年２月から41年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案462

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 38 年２月から同年７月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を 37 年６月 10 日に、資格喪失日に係る記録を 38 年２月１日に訂正し、Ｂ社における資格取得日に係る記録を 38 年２月１日に、資格喪失日に係る記録を 38 年８月６日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、37 年６月から 38 年５月までは 7,000 円、同年６月から同年７月までは１万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 37 年６月 10 日から 38 年２月１日まで
　　　　　　　　②　昭和 38 年２月１日から 39 年２月 20 日まで

Ａ社に勤務していた昭和 37 年６月 10 日から 38 年１月 31 日までの期間及びＢ社に勤務していた 38 年２月１日から 39 年２月 19 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間の調査を依頼したところ、申立期間①及び申立期間②は、厚生年金保険の被保険者期間ではなかったとの回答であった。

当時、Ａ社とＢ社は関係のある会社であり、申立期間①及び申立期間②の事業所に勤務していた同級生については厚生年金保険の加入記録が残っているのに、私の記録が無いのはおかしい。風邪をひいて健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の同級生であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するので、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

申立期間②について、当該事業所にて昭和 38 年２月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年８月６日に資格を喪失している同僚から「自分は、申立人より先にＢ社を退職した。」との証言を得ていることから、申立人も、当該事業所に同月５日までは勤務していたと認められる。

また、申立人の同級生であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するので、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 38 年２月１日から同年８月５日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち昭和 38 年８月６日から 39 年２月 20 日までの期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 38 年２月１日から同年８月５日までの標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が 37 年６月から 38 年５月までは 7,000 円、同年６月から同年７月までは１万円であることから、37 年６月から 38 年５月までは 7,000 円、同年６月から同年７月までは１万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該２事業所の元役員は不明としているが、仮に、当該２事業所の事業主からそれぞれ、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、当該２事業所の事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等

に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年６月から38年１月までの期間及び同年２月から同年７月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、当該２事業所の事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案 463

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日を昭和 46 年４月１日とし、同年３月の標準報酬月額を８万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 14 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 46 年３月 30 日から同年４月１日まで

私は、昭和 44 年４月１日から 46 年３月 31 日までの２年間、Ｂ社からＡ社に出向していたが、社会保険事務所に出向期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格取得日が 44 年５月１日、資格喪失日が 46 年３月 30 日となっており、46 年３月が未加入となっていた。

ちょうど２年間の約束で出向したものであり、昭和 46 年３月末日まで勤務したことは事実であるから、申立期間について厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

出向元であるＢ社から「申立人が昭和 44 年４月１日から 46 年３月 31 日までの２年間、Ａ社に出向していたことは間違い無い」旨の回答が得られたこと、及び当時の同僚であった５名の従業員から申立内容を裏付ける証言が得られたことから、申立人が申立期間も当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 46 年３月の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 46 年２月の標準報酬月額から８万円とすることが妥当である。

　なお、申立人に係る保険料の出向先の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも昭和46年３月30日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年３月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る同年３月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金　事案464

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社。以下同じ。）Ｃ支社における資格取得日に係る記録を昭和 44 年８月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を２万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 23 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年８月１日から同年 11 月１日まで

Ａ社に勤務した期間の厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、昭和 44 年 11 月１日資格取得となっている旨の回答をもらった。

Ａ社には、昭和 44 年８月１日に入社しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業所保管の人事記録、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が昭和 44 年８月１日からＡ社Ｃ支社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 44 年 11 月の社会保険事務所の記録から２万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金　事案465

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、Ａ社における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年９月及び同年10月は６万円、同年11月は４万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和５年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年９月20日から同年12月１日まで

Ａ社に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和48年９月20日に被保険者資格を喪失しているとの回答をもらった。

私は、昭和48年６月からＡ社に勤務し、８月のお盆過ぎから３か月ほど、別の現場に出向したが、出向先は社会保険に加入していないため、出向期間の社会保険料は事前に天引きしておくと、当時の担当者から言われた。

給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書上の保険料控除額から、昭和48年９月及び同年10月は６万円、同年11月は４万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が既に死亡しており確認できないが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日が昭和48年９月20日と記録されており、当該記録について同月28日

に社会保険庁への進達記録票を作成していることが確認できることから、事業主が同月 20 日を厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年９月から同年 11 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城国民年金　事案676

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年４月から38年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正14年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年４月から38年３月まで

昭和37年か38年当時、Ａ市の国民年金担当から、未加入者に対して加入勧奨があり、未加入期間の保険料を納付すれば国民年金の資格保持と年金満額を保証することであった。私は、妻から２年分の保険料を納付する旨の相談を受けたので承諾し、妻が保険料をさかのぼって全額納付したはずである。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は国民年金加入手続及び納付に直接関与しておらず、保険料の納付をしたとする申立人の妻は既に亡くなっており、申立期間の納付について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳には、昭和38年４月から48年３月までの保険料について、第二回特例納付で納付したことが記載されているが、申立期間については記録が確認できず、加えて、社会保険事務所からＡ市に通知した第二回特例納付に関する文書においても38年４月から48年３月までの期間の納付記録しかない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案677

第１　委員会の結論

申立人の昭和 40 年１月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和13年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和40年１月から43年12月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和 40 年１月から 43 年 12 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。住民登録申請するときに、国民年金に加入し退職月までさかのぼって国民年金保険料を納付しないと住民登録申請を受理できないと言われたのを覚えている。

第３　委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年５月に払い出されていることから、払出しの時点では申立期間は時効の到来により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和 42 年４月ごろの住民登録申請の際に加入手続をしたとしているが、この時期に住民票の異動は行われていない。

加えて、申立人は加入手続後の保険料の納付及び厚生年金保険被保険者となった昭和 42 年９月以降の国民年金の資格喪失手続は申立人の親が行ったとしており、申立人が関与していない。

そのうえ、Ａ市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が保管する年金手帳には、申立人の資格取得日が昭和 48 年１月１日と記載されており、平成 20 年３月に厚生年金保険の加入記録との統合作業が行われ、資格取得日が昭和 48 年２月 20 日と訂正される以前の社会保険庁の被保険者台帳に記録されている資格取得日と一致する。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案680

第１　委員会の結論
申立人の昭和57年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和27年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和57年11月
昭和57年11月の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
私は、昭和57年11月１日にＡ社を退職した後に国民年金の加入手続のため市役所に出向き、年金手帳に記録してもらった。保険料は納付書により現金で１か月分を市役所の窓口で納めたと思う。

第３　委員会の判断の理由
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
また、申立人は、Ａ社を退職した昭和57年11月ごろに市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付書により現金で納付したとしているが、Ｂ市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、平成10年２月14日にＣ社を退職した後の同年２月19日に申立期間の資格記録の届出をさかのぼって行っていることが確認でき、この時点において、申立期間は既に時効により納付することはできない。
さらに、申立人は、保険料の納付場所を当初、金融機関の窓口で納付したとしていたが、その後、市役所の窓口で納付したと主張し、納付金額も覚えていないなど、納付状況等が不明である。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案681

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年５月から51年８月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和21年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年５月から51年８月まで

昭和42年５月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行った。

当時から、国民年金は納めなければならないという意識があった。

結婚しており、国民健康保険を掛けているのに、国民年金を掛けないはずはないし、妻が加入していて、自分が加入していないはずがない。

昭和51年９月に町の納税組合に加入した時、前の番号が分からないが、別の番号で出しておくから後でまとめてもらった方がいいと言われた気がする。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和51年３月26日に払い出されていることから、その時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、Ａ町（現在は、Ｂ市）が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和51年９月16日であることから申立期間は未加入期間であり、納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

なお、申立人は、昭和51年９月に納税組合に加入する際、別の手帳記号番号があったことを示唆しているが、42年５月ごろ別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、また、申立人が主張する保険料額と実際の保険料額が大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案682

第１　委員会の結論

申立人の昭和 59 年４月から平成元年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和39年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和59年４月から平成元年３月まで

昭和59年４月に20歳になったのを機会に国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、家族の保険料はその他の月々の支払と合わせまとめて納付していたので、未納ということは考えられない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から事情を聴取しても、国民年金の加入手続についての記憶が不明瞭である。

また、Ａ市が保管する国民年金被保険者名簿が作成されたのが昭和 61 年３月８日であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのはそのころと推測され、申立期間のうち、昭和 59 年度の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、さかのぼって納付したことは無いとしている。

さらに、申立人は、申立人の両親の保険料も合わせて納付していたと主張しているが、申立人の両親についても申立期間は未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案684

第１　委員会の結論

申立人の平成４年 11 月から７年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成４年11月から７年３月まで

国民年金には、Ａ市Ｂ区役所の指導で平成４年 11 月に加入した。国民年金加入時はＣ区にあるＤ社に勤務していたが、アルバイトでの雇用であり、厚生年金保険に加入することができなかった。給料が安かったため、当初半年ほどは保険料の免除を受け、その後Ｂ区役所に保険料を持参して支払っていた。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、Ａ市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人及び申立人の妻の国民年金の資格取得日はそれぞれが外国人登録をした日（申立人につき平成４年 11 月 11 日、申立人の妻につき６年１月18 日）となっているが、資格取得の処理日がいずれも７年 12 月１日であることから、そのころに加入手続がとられたものと推認される。そうだとすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びＡ市が保管する上記名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金保険料は平成７年４月から同年９月まで免除されているが、この点は「当初半年ほどは保険料の免除を受けた」とする申立人の主張にも沿うものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金　事案686

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年４月から39年４月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和11年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年４月から39年４月まで

申立期間当時、国民年金保険料は地区の納付組織の方に納付していた。

昭和39年ごろは共済年金に加入していたので、Ａ市Ｂ支所の国民年金担当課に出向いて国民年金の脱退手続を行ったが、「納付した証明が無いと還付することはできない」と言われ、当時還付は受けていない。

申立期間当時は、義理の姉（Ｃ氏）も一緒に納付していたので私も納付していないはずはなく、当時の加入記録を再度調査願いたい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和36年２月21日に払い出されたことが確認できるが、同払出簿の備考欄に「39.２.21 却下」と記載されている上、Ａ市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）にも申立人の記録が存在しないことから、申立人の申立期間当時の国民年金加入記録については、抹消されたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時に同居していた兄夫婦とともに、地区の納付組織を通じて申立期間の保険料を納付していたと供述しているところ、義理の姉であるＣ氏及び同納付組織の代表者であったＤ氏に聴取しても、申立人に係る国民年金への加入及び保険料の納付についての証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 448

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 15 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 32 年１月５日から同年４月 15 日まで
②　昭和 32 年５月１日から同年８月 10 日まで
③　昭和 32 年９月ごろから同年 11 月 15 日まで
④　昭和 33 年１月 10 日から同年４月 20 日まで
⑤　昭和 34 年１月 10 日から同年 12 月 25 日まで
⑥　昭和 35 年８月１日から同年 11 月 20 日まで
⑦　昭和 36 年５月１日から同年 11 月 10 日まで
⑧　昭和 38 年１月ごろから 39 年１月ごろまで
⑨　昭和 39 年ごろの８か月間
⑩　昭和 44 年 12 月から 45 年３月まで
⑪　昭和 48 年３月ごろから同年６月ごろまで
⑫　昭和 48 年 10 月１日から同年 11 月 10 日まで
⑬　昭和 49 年３月 20 日から同年５月 15 日まで
⑭　昭和 49 年ごろの 10 か月間
⑮　昭和 50 年ごろの１年間

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間の船員保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、船員手帳は紛失したが、私自身の記憶と知人等から聞き取りした情報があったので、確認してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、すべての申立期間について、申立人は船員手帳を所持していないことから、勤務していたことの確認ができない。

申立期間①については、船舶所有者であるＡ事業所は、船員保険適用期

間となっていない。
申立期間②及び③については、社会保険事務所が保管する船舶所有者であるＢ事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無い。
申立期間④については、船舶所有者であるＣ氏は、船員保険適用期間となっていない。
申立期間⑤については、社会保険事務所が保管する船舶所有者であるＤ事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無いほか、Ｅ地区の漁業協同組合では、当該事業所は廃業したと回答している。
申立期間⑥については、船舶所有者であるＦ事業所は、船員保険適用期間となっていない。
申立期間⑦については、社会保険事務所が保管する船舶所有者であるＧ事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無い。また船主であるＨ氏の息子の妻は、「40 年ぐらい前に廃業した。義父及び夫は亡くなっており当時の資料は残っていない」と証言している。
申立期間⑧及び⑨については、社会保険事務所が保管する船舶所有者であるＩ事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人が被保険者となっている昭和 38 年４月６日から同年８月 10 日までの期間及び 39 年 11 月６日から 40 年３月１日までの期間以外に、被保険者となっている記録は確認ができないほか、申立期間の一部は、申立人は他の事業所で被保険者となっている。
申立期間⑩については、社会保険事務所が保管する船舶所有者であるＪ氏の船員保険被保険者名簿では、申立人が被保険者となっている昭和 44 年７月 10 日から同年 12 月 19 日までの期間以外に、被保険者となっている記録は確認できないほか、申立期間の一部は、申立人は他の事業所で被保険者となっている。
申立期間⑪については、船舶所有者のＫ事業所は、船員保険適用期間となっていないほか、申立期間の一部は、申立人は他の事業所で被保険者となっている。
申立期間⑫について、船舶所有者であるＬ事業所は、当時の資料は残っていないと回答している。また、M社会保険事務所からの回答では当該事業所が船員保険適用事業所になったのは申立期間後の昭和 54 年４月からである。
申立期間⑬について、船舶所有者であるＮ氏は、病気で証言を得ることができないほか、その息子は当時の資料は残っていないとしている。
申立期間⑭について、船舶所有者であるＯ氏の船員保険被保険者の最終資格喪失日は昭和 42 年８月 31 日となっており、申立期間に被保険者となっている者はいない。

申立期間⑮について、申立人は、当時乗船した船名、船舶所有者名を覚えていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案449

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和33年５月から同年11月15日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間の船員保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、私は、Ａ事業所で乗船していたので、船員保険の加入について確認してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は船員手帳を所持していないことから、勤務していたことの確認ができない上、船主であるＢ氏の息子は、「父は既に死亡しており、申立期間当時の資料は残っていない」と証言している。

さらに、Ａ事業所の社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の最終資格喪失日は、昭和33年３月29日となっており、それ以後、被保険者となった者は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の一部を含む昭和33年９月11日から同年12月１日までの期間について、他の事業所において船員保険被保険者となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案450

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和21年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和44年８月５日から45年７月20日まで

私は、昭和44年８月５日から45年７月20日までＡ社（現在は、Ｂ社。以下同じ。）、Ｃ社及びＤ社のいずれかに所属し、Ａ社Ｅ店に勤務しておりました。

この期間について社会保険事務所に照会したところ、いずれの会社も厚生年金保険の適用事業所であるが、被保険者名簿に私の名前が無いと言われた。

Ａ社の社員寮に住んでおり、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、当該事業所には申立期間当時の人事記録や社員名簿が残存していない。

また、申立人はＡ社の社員寮に居住したとしているが、当該社員寮に居住していた元同僚の中には、Ａ社において厚生年金保険の被保険者となっていない者も存在する。

さらに、Ｄ社の厚生年金保険の新規適用は昭和54年３月１日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、申立期間について雇用保険の加入記録が無いほか、社会保険事務所が保管するＡ社及びＣ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名が確認できず、申立期間の健康保険被保険者番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 451

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 19 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 38 年８月１日から 39 年 10 月１日まで

私は、昭和 38 年７月にＡ社を退職し、Ｂ組合事務局で一般事務と会計事務に従事した。

勤務時間は事業所の一般社員と同じ朝８時から夕方５時まであり、内訳は覚えていないが給与から結構な額を引かれていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立てに係る事業所で昭和 51 年８月から事務局員であった者は、最初は国民年金に加入しており、その後平成２年からはＣ社Ｄ事業所で、９年７月からはＢ組合でそれぞれ厚生年金保険被保険者となっており、「私より以前の事務局員は厚生年金保険ではなく、国民年金に加入していたと思う」旨の回答をしている。

さらに、申立期間当時の役員２名のうちの１名は、申立人については、「申立人の父は転勤要員で父が転勤の際は申立人を退職させることが条件の臨時の雇用であった」としているほか、「組合専従者をＣ社で厚生年金保険に加入させていたことはあったが、事務局員にはなかった」と回答している。

加えて、社会保険庁の記録によると、Ｂ組合の厚生年金保険の適用は平成９年７月１日であり、申立期間は適用事業所となっていないほか、Ｃ社Ｄ事業所及び同社の関連会社であるＥ社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案452

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正14年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和20年９月10日から21年１月５日まで
　　　　　　　　　　②　昭和22年１月30日から24年６月１日まで

私は、Ａ社に勤務していた期間のうち、昭和20年９月10日から21年１月５日までの申立期間①、Ｂ社に勤務していた期間のうち22年１月30日から24年６月１日までの申立期間②のそれぞれについて、厚生年金保険の加入記録が無いという回答を社会保険事務所から受け取ったが、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で昭和20年９月10日の被保険者資格の喪失及び21年１月５日の被保険者資格の取得が確認できるとともに、申立人も「時期が定かでないが終戦によりいったん退職し、当該事業所が操業を再開したため、再就職したことを覚えている」旨の供述をしている。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によるとＢ社の厚生年金保険の新規適用は昭和24年６月１日であり、申立人は同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、同名簿では元上司や元同僚の取得状況に不自然さは見受けられない。

また、当該事業所は昭和37年に株式会社に組織変更しているが、49年10月に法令によりみなし解散しており、申立人に係る人事記録等は残っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主が控除していた事実を確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案453

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和23年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年５月から同年11月20日まで

私は、社会保険事務所に赴き調査を依頼したところ、勤務していたＡ社(現在は、Ｂ社。以下同じ。)の資格取得日が記憶と相違しており、昭和47年５月から同年11月20日までの期間が、厚生年金保険に加入していないとの回答があった。当時の証拠となる物は何も無いが、働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月20日から当該事業所において厚生年金保険被保険者となっているほか、申立人の元上司及び元同僚の証言から、当該事業所において勤務していたことは認めることができる。

しかし、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和47年11月20日となっており、申立期間の雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 454

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 54 年８月 31 日から同年９月１日まで

ねんきん特別便が送付され、記録を確認したところ、Ａ社の資格喪失日が昭和 54 年８月 31 日であるとの回答を得た。

私は、当該事業所での資格喪失日は、昭和 54 年９月１日であると記憶しています。

大企業であるＡ社が資格喪失日を間違えて届出をするはずが無いと思うので、厚生年金保険加入記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所が保管する人事カードによると、申立人の退職日は昭和 54 年８月 30 日であることが確認できる。

さらに、雇用保険加入記録においても離職日は昭和 54 年８月 30 日となっており、社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立人が保管する厚生年金基金連合会の通知書及び当該事業所が保管する厚生年金基金連合会に提出した一時金裁定請求書によると申立人の退職日は昭和 54 年８月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 455

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 14 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 49 年１月１日から同年 12 月 30 日まで

Ａ社が経営するＢ事業所に勤務した、昭和 48 年 10 月から 49 年 12 月までの厚生年金保険の加入について、照会申出書を提出したところ、加入期間は 48 年 10 月１日から 49 年１月１日までとの回答をもらった。

私は、当該事業所に昭和 49 年 12 月 30 日まで勤めていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所が保管する「給料台帳」によれば、申立人に給与が支払われていたのは、昭和 48 年７月から同年 12 月まで（厚生年金保険料控除は 48 年 10 月から同年 12 月まで）の期間であり、49 年１月以降の給料台帳には申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日が昭和 49 年１月１日となっており、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 456

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 32 年３月２日から 34 年１月 31 日まで

Ａ社に勤務した昭和 32 年３月から 34 年１月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、加入していた事実が無い旨の回答を得た。

私は、在職期間中の給与明細書等は無いが、勤務当時の名刺を１枚保管しており、同僚と何十年か後に支給される年金のため、今から控除されていると話をした記憶があります。

また、勤務していたことは事実であるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、当該事業所における当時の従業員は３人であったことを記憶しており、厚生年金保険の適用事業所となる常時５人以上の従業員を使用する事業所では無く、社会保険庁の記録においても、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、元経営者は、「父親が会社を設立した当時から従業員は３人程度であり、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった」と証言している。

加えて、当時の事業主及び申立人が記憶している同僚も申立期間の厚生年金保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 457

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和２年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 20 年４月１日から 21 年４月１日まで
②　昭和 21 年４月１日から 22 年４月１日まで
③　昭和 22 年４月１日から 24 年 12 月１日まで

Ａ社、Ｂ社及びＣ社Ｄ事業所で勤務した期間について照会申出書を提出したところ、Ａ社に勤務した申立期間①については、適用事業所とはなっておらず、Ｂ社に勤務した申立期間②については、厚生年金保険加入期間が無く、Ｃ社Ｄ事業所に勤務した申立期間③については、既に基礎年金番号に整備されており、新たに判明した厚生年金保険加入期間は見当たらないとの回答を得た。

私は、すべての申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

すべての申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は勤務した時期及び期間等についての記憶が明確でない。

申立期間①については、申立人が勤務していたとするＡ社は、申立期間を含め厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業登記も行われていないことから、勤務状況等当時の状況を確認することができない。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするＢ社は、昭和 23 年 11 月１日にＥ社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、

申立人はＥ社において昭和23年11月１日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、健康保険番号は連番で記載されており、欠番も無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、当時の同僚についても、申立人と同一年月日の昭和23年11月１日に同事業所において、新規に厚生年金保険に加入しており、それ以前の記録は無い。

申立期間③については、Ｃ社の承継事業所であるＦ社に照会したところ、同事業所が保管する職員カードの履歴に、昭和20年４月から23年３月までＡ社、23年５月から24年４月までＥ社、24年11月から26年２月までＣ社の人夫、契約期間は 24 年 11 月からと記載されていることから、24年 11 月からの雇用は確認できるが、雇用形態等については資料が無く不明であり、厚生年金保険の加入の有無は確認できないとしている。

また、申立人はＣ社の同僚等に関する記憶が不明確であることから、当時の状況を聴取できる者は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案461

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和７年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和24年３月から25年12月12日まで

私は、昭和24年３月にＡ市にあったＢ施設に勤務し、27年10月23日に退職するまでの期間、継続して厚生年金保険に加入しているはずである。

なお、昭和24年６月４日付けで、Ｃ施設の施設建設のため１日1,000円で出張しました。

当時のＢ施設での給料は月額4,900円でした。

Ｃ施設では、月額７万5,000円の給料をもらっていました。

社会保険事務所に平成３年から、この問題について通い続けているが埒(らち)が明かない状況である。

勤務地は、Ｂ施設、Ｃ施設及びＤ施設と変わったが、昭和24年３月から25年12月までの期間はＢ施設に所属していたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年３月にＡ市にあったＢ施設に勤務し、27年10月23日に退職するまで継続して厚生年金保険に加入していると主張するが、申立期間に事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、資料館が保管する当該施設に係る退職手当支給台帳綴によれば、申立人が、当時勤務したとする当該施設で勤務する従業員の労務管理を行っていたＥ事務所に採用されたのは昭和25年12月13日で、解雇は26年６月30日となっていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、当該資料館が保管する関連資料等を調査するも、申立期間に係

る申立人の氏名は見当たらない。

加えて、B施設について、社会保険庁が保管する事業所記号払出簿により調査するも、当該施設は見当たらないことから、申立人が勤務したとする同施設は適用事業所ではなかったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金　事案 466

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 14 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 34 年ごろから 37 年ごろまで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

Ａ事業所に住み込みで１日 13 時間から 14 時間働き、月収は３万 6,000 円から４万円もらっていた。給料からいろいろ引かれていたことは覚えており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は、申立てに係る事業所について、正式な事業所名及び勤務期間を覚えておらず、厚生年金保険料控除の有無についても記憶が曖昧(あいまい)である。

さらに、申立人が申立期間中に勤務していたとするＡ事業所は、社会保険庁の記録では厚生年金保険適用事業所の該当が無い。

加えて、申立人が記憶している同事業所の店長をしていたＢ氏について社会保険庁の記録を確認しても、Ａ事業所と思われる記録は見当たらない。なお、同氏は、昭和 37 年ごろに関連事業所と思われるＣ事業所で被保険者資格を取得していたことから、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらなく、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金　事案467

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和６年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和31年３月１日から49年11月16日まで

申立期間の標準報酬月額について照会したところ、もらっていた給料に対し、標準報酬月額が低いことが分かった。

昭和31年３月の会社設立時には、専務取締役として月給は２万円以上もらっていた。代表取締役となった33年７月以降は３万6,000円以上、34年10月からは10万円以上、44年以降は15万円以上もらっていたので、標準報酬月額が著しく低額であることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立期間に係る事業所である、Ａ社（昭和44年11月27日、Ｂ社に名称変更）の被保険者名簿及び被保険者原票を確認しても、さかのぼって、標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、当該事業所は昭和49年11月16日に解散（全喪）しており、元事業主である申立人に照会しても、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「申立期間当時、当該事業所の経理事務を担当していたのは妻であり、同事業所の取締役（昭和33年７月からは代表取締役に就任）であった自分も実際の報酬額よりも低い金額で社会保険事務所に報酬月額を届け出ていたことを把握していた」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。